

四日市市税条例に係る軽自動車税の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 4 7 号

四日市市税条例に係る軽自動車税の減免に関する規則の一部を改正する規則  
四日市市税条例に係る軽自動車税の減免に関する規則（令和元年四日市市規則第 5  
7 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、四日市市税条例（平成 1 6 年四日市市条例第 4 2 号。以下「条例」という。）第 8 9 条及び第 9 0 条の規定に基づく軽自動車税の減免に関して、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、四日市市税条例（平成 1 6 年四日市市条例第 4 2 号。以下「条例」という。）第 8 9 条及び第 9 0 条の規定に基づく軽自動車税の種別割の減免並びに附則第 1 5 条の 3 の規定に基づく 3 輪以上の軽自動車に対する軽自動車税の環境性能割の減免に関して、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(減免の額)</p> <p>第 2 条 条例第 8 9 条第 1 項及び第 9 0 条第 1 項の規定の適用を受けることができる軽自動車等の所有者等に対して課する軽自動車税は、免除する。</p>	<p>(種別割の減免の額)</p> <p>第 2 条 条例第 8 9 条第 1 項及び第 9 0 条第 1 項の規定の適用を受けることができる軽自動車等の所有者等に対して課する種別割は、免除する。</p>
<p>(減免の対象及び範囲)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する身体障害者等とは、</p>	<p>(種別割の減免の対象及び範囲)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する身体障害者等とは、</p>

身体、精神又は知的に障害を有し歩行困難な者であって、次に掲げるものとする。

(1)から(4)まで (略)

(5) 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条により要介護状態区分に該当するもののうち、条例第90条第1項第1号の運転の要件を満たすもの

(申請に対する決定の通知)

第4条 (略)

(文書等の様式)

第5条 (略)

身体、精神又は知的に障害を有し歩行困難な者であって、次に掲げるものとする。

(1)から(4)まで (略)

(5) 介護保険法第7条により要介護状態区分に該当するもののうち、条例第90条第1項第1号の運転の要件を満たすもの

(環境性能割の減免)

第4条 条例附則第15条の3の規定に基づき市長が定める3輪以上の軽自動車は、三重県県税条例(昭和25年三重県条例第37号)第137条の3の規定により三重県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車の例による。

(申請に対する決定の通知)

第5条 (略)

(文書等の様式)

第6条 (略)

改正後

別表第1 (第3条第3項関係)

(略)

改正前

別表第1 (第5条関係)

(略)

改正後

別表第2（第3条第3項関係）  
（略）

改正前

別表第2（第5条関係）  
（略）

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（財政経営部市民税課）